

小値賀町議会第二回定例会  
(第三日目)

一、出席議員 十名

二、欠席議員

なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮

山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎

弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良  
治

藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	収入役	教育長	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長
山田	三浦	神川	巖充	谷良	西久	中川	松本	吉元	中村	升水	大黒	熊脇
憲道	清敏	清	充也	良一	久之	川也	本充	元勝	村敏	裕司	泰三	一也

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 書 記

松 松

永 永

清 一

美 誠

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第二回定例会

平成十九年六月二十一日（木曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（浦 英明議員 ・ 岩坪義光議員）
- 第二 議案第三〇号 小値賀町家畜診療費徴収条例の一部を改正する条例案
- 第三 議案第三一号 小値賀町獣医師住宅設置条例の一部を改正する条例案
- 第四 議案第三三三号 小値賀町水産物荷捌用浮棧橋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第五 議案第三四号 小値賀町アワビ種苗センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第六 議案第三五号 小値賀町長の給与の減額に関する条例案
- 第七 議案第三九号 副町長選任の同意について
- 第八 発議第一〇号 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第九 発議第一一号 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十 発議第一二号 議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十一 広報常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十二 議員派遣の件について

午前九時三十分開議

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、五番・浦 英明議員、六番・岩坪義光議員を指名します。

日程第二、議案第三〇号、小値賀町家畜診療費徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長

産業振興課長（松本充司） 議案第三〇号、小値賀町家畜診療費徴収条例の一部を改正する条例案の提案理由、並びに改正内容の説明をいたします。

改正しようとする、小値賀町家畜診療費徴収条例は（昭和五十年条例第二十三号）、家畜診療所を開設した昭和五十年に制定されております。

この度の改正は、地方自治法第七十二条第一項の改正に伴うもので、「事務吏員」及び「技術吏員」が廃止されることによるものであります。第一条の改正は、家畜診療を行う「畜産技術吏員」を「獣医師」に改めるものであります。

附則として、この改正条例は公布の日から施行し、平成十九年四月一日から適用するとしております。

以上で提案理由・内容の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三〇号、小値賀町家畜診療費徴収条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第三〇号、小値賀町家畜診療費徴収条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第三、議案第三一号、小値賀町獣医師住宅設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

**総務課長(谷 良一)** 議案第三一号、小値賀町獣医師住宅設置条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

今回の条例の一部を改正についてでございますが、獣医師住宅の番地が国土調査により変更となっているため、本案をご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長(横山弘藏)** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三一号、小値賀町獣医師住宅設置条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第三一号、小値賀町獣医師住宅設置条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第四、議案第三三三号、小値賀町水産物荷捌用浮棧橋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課専門幹

**産業振興課専門幹(吉元勝信)** 議案第三三三号、小値賀町水産物荷捌用浮棧橋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案の提案理由、並びに改正内容の説明をいたします。

改正しようとする条例(昭和六十一年条例第一号)は、棧橋が漁協前に設置された昭和六十一年に制定されております。

この度の改正は、棧橋の設置場所が移転したことと、昨年、小値賀町漁業協同組合と宇久漁業協同組合が合併して、宇久

小値賀漁業協同組合となり、管理者の名称が変更になったことによるものです。

それでは、改正条文の内容を説明いたします。

第二条の改正は、漁協前の笛吹郷二七八九番地の四地先から小値賀鉄工所の前の笛吹郷一三八九番地一一地先と黒島漁港の黒島郷八三番地一四地先に改めるものでございます。

第三条の改正は、小値賀町漁業協同組合を宇久小値賀漁業協同組合に改めるものです。

附則として、この改正条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、提案理由・内容の説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

**議長（横山弘藏）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三三三号、小値賀町水産物荷捌用浮棧橋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。



（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第三三号、小値賀町水産物荷捌用浮棧橋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第五、議案第三四号、小値賀町アワビ種苗センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課専門幹

**産業振興課専門幹（吉元勝信）** 議案第三四号、小値賀町アワビ種苗センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案の提案理由、並びに改正内容の説明をいたします。

改正しようとする条例（平成六年条例第四号）は、同センターが設置された平成六年に制定されております。

この度の改正は、斑漁港の竣工認可が完了し、地番登記が済んでいるための変更であります。それでは、改正条文の内容をご説明いたします。

第二条の改正は、設置場所を、斑島郷字宮崎地先から斑島郷九三四番地三八に改めるものでございます。

附則として、この改正条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で提案理由・内容の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三四号、小値賀町アワビ種苗センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第三四号、小値賀町アワビ種苗センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第三五号、小値賀町長の給与の減額に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

**町長(山田憲道)** 議案第三五号、小値賀町長の給与の減額に関する条例案についてご説明いたします。

平成十九年三月二十八日、当町の職員が診療所内で診療拒否をし、平成十九年三月二十八日・二十九日の二日間の職務の休止行為は、公務員として信用失墜であり、その行為は厳しく問われるものであり、私としてはまことに遺憾であります。

その職員につきましては、三月間給料月額の一割減給する懲戒処分を行いました。

結局、その職員は退職届を提出し退職しましたが、町長である私の監督者としての責任がありますので、私の給料も減額しようとするものでございます。

何とぞ、ご審議の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長(横山弘藏)** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

立石議員

**八番(立石隆教)** 私は、本案に賛成の立場で討論をいたします。

以前、交通法規違反の問題でこのような議案が出されたことがございます。

当山田町長のときでありますけれども、そのときには、本議会におきましては『否決』をいたしました。

しかしながら、そのときは、該当者が『正職員』ではなかったということも、大きな要因であったと思っております。

しかし今回は、まさに本小値賀町の正式な職員でございますから、そういう意味においては、監督責任というのは、私は重大だというふうに考えます。

したがって、本案に賛成し、町長としての責任、それから反省を促したいというふうに思います。

今後、益々、そういうことにおきましては、職員の綱紀粛正には是非ここを砕いていただきたいというふうに思います。以上です。

**議長(横山弘藏)** ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三五号、小値賀町長の給与の減額に関する条例案を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、議案第三五号、小値賀町長の給与の減額に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第二九号、副町長選任の同意についてを議題とします。

副町長の退場を求めます。

（副町長退場）

議長（横山弘藏） 局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（横山弘藏） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長（山田憲道） 議案第三九号、副町長選任の同意についてご説明いたします。

町 長

三浦氏には、平成十五年から四年間、助役・副町長として熱心に頑張っていたいただきましたが、皆さんご承知のとおり、人柄も良く大変まじめで、適任と考えております。

再任をお願いしたいと思っておりますので、ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、任期は平成十九年六月二十九日から平成二十三年六月二十八日までとなります。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思っておりますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略します。

これから、議案第三九号、副町長選任の同意についてを採決します。

おはかりします。

副町長選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三九号、副町長選任の同意については、これに同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

（副町長入場）

―― 休憩 午前 九時 四十九分 ―

―― 再開 午前 九時 五十分 ―

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第八、発議第一〇号、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によつて、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第九、発議第一一号、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十、発議第一二号、議会運営委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十一、広報常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

先に、設置されました広報常任委員会については、会議規則第七十五条の規定によって、閉会中に継続調査・審査の必要が生じますので、この際、閉会中の継続調査・審査について、おはかりします。

先に、設置されました広報常任委員会については、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、先に設置されました広報常任委員会については、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十二、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配布のとおり、六月定例会以降の長崎県町村議会議長会が主催する会議及び研修会等に議員派遣を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり決定されました。

なお、決定しました本件について変更が生じた場合の取扱いは、議長に一任願います。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成十九年小値賀町議会第二回定例会を閉会します。

― 午前 九時 五十四分 閉会 ―